○防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成十三年三月三十日

規則第二十八号

改正　平成一七年三月三一日規則第二五号

（目的）

第一条　この規則は、防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成十三年防府市条例第十八号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（駐車施設の附置を要しない建築物）

第二条　条例第三条の規定による駐車施設の附置を要しないと市長が特に認める建築物は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び高等学校の用途に供する建築物とする。

（特殊装置）

第三条　条例第七条第三項の規定による特殊の装置を用いる駐車場で自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めるものは、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定により国土交通大臣が認めた特殊の装置を用いているものとする。

２　条例第七条第三項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設を設置しようとする者は、特殊駐車装置認定申請書（第一号様式）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

３　市長は、前項の申請があった場合において、これを認定したときは、特殊装置認定書（第二号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（届出）

第四条　条例第八条の規定による届出をしようとする者は、駐車施設設置（変更）届（第三号様式）に別表に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

（特例に関する承認）

第五条　条例第九条第二項の規定による承認を受けようとする者は、駐車施設附置

場所特例申請書（第四号様式）に別表に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

２　市長は、前項の申請があった場合において、これを承認したときは、駐車施設附置場所特例承認書（第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（設置完了届）

第六条　第四条による届出をした者は、当該駐車施設の設置が完了したときは、速やかに、設置完了届（第六号様式）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第七条　条例第十二条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

（措置命令書の様式）

第八条　条例第十三条第三項の措置命令書の様式は、第八号様式とする。

附　則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月三一日規則第二五号）

１　この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

２　この規則の施行の際従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

別表（第４条及び第５条関係）

用途	図面の種類	明示すべき事項
第４条による届出用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、位置、駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階の平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び規模並びに駐車施設内の自動車の通路及びその幅員並びに駐車の用に供する部分の規模
	建築物内の駐車施設断面図	縮尺、自動車の通路の部分及び駐車の用に供する部分の高さ

第５条による承認用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、位置、駐車の用に供する部分の規模､駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階の平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

第1号様式(第3条関係)

特殊駐車装置認定申請書

年　　月　　日

(あて先)防府市長

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　㊞

電話番号

防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第7条第3項の規定により特殊の装置を用いる駐車施設について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特殊装置の名称及び型式		
特殊装置の主要寸法及び性能	主要寸法	
	収容可能自動車寸法	
	収容台数	
特殊装置の構造概要		
その他参考事項		

(注)　国土交通大臣発行の特殊駐車装置の認定書の写しを添付すること。なお、平成13年4月1日以後に認定されたものについては、その認定書及び自動車の保管等の安全性を証する書類を添付すること。

第2号様式(第3条関係)

特 殊 駐 車 装 置 認 定 書

第　　　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　様

防府市長　　　　　　　　印

年　　月　　日付で申請のありました次の特殊駐車装置は、防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第7条第3項の規定により、同条第1項及び第2項の規定による規模、構造、設備と同等以上の効果があると認める。

認　定　番　号	第　　　　号	
特殊装置の名称及び型式		
特殊装置の主要寸法及び性能	主要寸法	
	収容可能自動車寸法	
	収容台数	
認定条件		

第3号様式(第4条関係)

<table>
<tr><td colspan="11">駐　車　施　設　設置／変更　届
年　月　日
(あて先)防府市長
設置者　住　　所
氏　　名　　　　印
電話番号
駐車施設を設置(変更)するので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">駐車施設</td><td>設置場所</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>敷地の権利</td><td colspan="9">1　自己所有　　2　借　地　　3　その他(　　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用承諾者</td><td colspan="3">住所又は所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名又は名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">設置
駐車台数</td><td colspan="3">規　　模</td><td colspan="2">敷地内</td><td colspan="2">敷地外</td><td colspan="2">※条例による最小附置台数</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅2.3m以上×奥行5.0m以上</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅2.5m以上×奥行5.5m以上</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅3.5m以上×奥行6.0m以上</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td rowspan="7">建築物</td><td>所在地</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>用途及び地区</td><td colspan="3">1特定(　)　2非特定(　)</td><td colspan="6">1整備地区　　2周辺地区</td></tr>
<tr><td rowspan="5">延べ面積
(変更前)</td><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>合計</td></tr>
<tr><td>特定用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非特定用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>駐車施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受　　付</td><td colspan="3">受付年月日</td><td colspan="6">年　月　日　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">※　建築物</td><td colspan="3">確認(許可)申請受付年月日</td><td colspan="6">年　月　日　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">確認(許可)年月日</td><td colspan="6">年　月　日　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

(注)　1　設置者又は敷地の使用承諾者が法人の場合は、それぞれの項に主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名を記入してください。

2　※印は記入しないでください。

第4号様式（第5条関係）

駐車施設附置場所特例申請書

年　月　日

（あて先）防府市長

設置者　住　　所
氏　　名　　　　　　　　㊞
電話番号

防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の規定による駐車施設の附置場所の特例について承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">当該建築物</td><td colspan="2">所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">地区</td><td colspan="5">1　整備地区　　2　周辺地区</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">規模</td><td colspan="2">特定用途部分</td><td colspan="2">非特定用途部分</td><td>合計</td></tr>
<tr><td colspan="2">m²</td><td colspan="2">m²</td><td>m²</td></tr>
<tr><td rowspan="12">駐車施設</td><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="3"></td><td>当該建築物からの距離</td><td>m</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地・建築物</td><td>所有権・使用権の区分</td><td colspan="4">権利者住所・氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">権利関係</td><td rowspan="2">敷地</td><td>所有権</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使用権</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>所有権</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使用権</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">規模及び台数</td><td colspan="2">規模</td><td>敷地内</td><td>敷地外</td><td>※条例による最小附置台数</td></tr>
<tr><td colspan="2">幅2.3m以上×奥行5.0m以上</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">幅2.5m以上×奥行5.5m以上</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">幅3.5m以上×奥行6.0m以上</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="8">特例申請理由</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特殊装置</td><td>型式</td><td></td><td>収容台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="2">特殊駐車装置の認定年月日</td><td colspan="3">第　号　年　月　日</td></tr>
</table>

（注） 1　駐車施設を借地等に設置するときは、当該土地又は駐車のための施設の利用に関する権利を証する書類を添付してください。

2　※印は記入しないでください。

第5号様式(第5条関係)

駐車施設附置場所特例承認書

第　　　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　様

防府市長　　　　　　印

年　　月　　日付け申請のありました駐車施設の附置場所の特例については、防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第1項の規定に該当するので承認します。

<table>
<tr><td rowspan="4">当該建築物</td><td colspan="2">所　在　地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">地　　区</td><td colspan="6">1　整備地区　　2　周辺地区</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">規　　模</td><td colspan="2">特定用途部分</td><td colspan="2">非特定用途部分</td><td colspan="2">合　　計</td></tr>
<tr><td colspan="2">m^2</td><td colspan="2">m^2</td><td colspan="2">m^2</td></tr>
<tr><td rowspan="12">駐車施設</td><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">当該建築物からの距離</td><td>m</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地・建築物</td><td>所有権・使用権の区分</td><td colspan="5">権利者住所・氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">権利関係</td><td rowspan="2">敷　地</td><td>所有権</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>使用権</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>所有権</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>使用権</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">規模及び台数</td><td colspan="3">規　　模</td><td>敷地内</td><td>敷地外</td><td>条例による最小附置台数</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅2.3m以上×奥行5.0m以上</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅2.5m以上×奥行5.5m以上</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅3.5m以上×奥行6.0m以上</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="8">特例申請理由</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特殊装置</td><td>型　式</td><td colspan="3"></td><td>収容台数</td><td colspan="2">台</td></tr>
<tr><td colspan="2">特殊駐車装置の認定年月日</td><td colspan="5">第　　号　　年　月　日</td></tr>
</table>

第6号様式(第6条関係)

設置完了届

年　　月　　日

(あて先)防府市長

届出者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　印

電話番号

年　　月　　日付けで届け出た駐車施設を次のとおり設置したので防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第6条の規定により、届け出ます。

駐車施設	設置場所			
	設置駐車台数	規模	敷地内台数	敷地外台数
		幅2.3m以上×奥行5.0m以上	台	台
		幅2.5m以上×奥行5.5m以上	台	台
		幅3.5m以上×奥行6.0m以上	台	台
備考				

(注)　完成写真(全景)を添付してください。

第7号様式(第7条関係)

(表)

第　　　号

身　分　証　明　書

写 契印 真	職　氏　　　　名 年　月　日生

上記の者は、防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条の規定により、建築物又は駐車施設に立ち入り、検査をする職権を有するものであることを証明する。

年　　月　　日

防府市長　　　　　印

(裏)

1　本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合には必ず携帯しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証の有効期間は、発行の日から2年とする。

5　本証は、資格を失ったときは直ちに市長に返還しなければならない。

第8号様式(第8条関係)

措　置　命　令　書

第　　　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　様

防府市長　　　　　　　　印

建築物の所在地
建築物の用途及び規模

上記の建築物は、防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第　　条の規定に違反しているので、同条例第13条の規定により次のとおり措置を命ずる。

措　　　　　置	
理　　　　　由	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日又は異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告(代表者　防府市長)として提起することができます。

第１号様式（第３条関係）

第２号様式（第３条関係）

第３号様式（第４条関係）

第４号様式（第５条関係）

第５号様式（第５条関係）

第６号様式（第６条関係）

第７号様式（第７条関係）

第８号様式（第８条関係）

（平１７規則２５・一部改正）